

現下の感染状況を踏まえた対策（令和3年1月8日）

1 緊急事態宣言発出の要請について

最近の感染拡大状況を踏まえ、京都府及び大阪府と連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発出を要請する。

2 飲食店等に対する営業時間短縮の要請について

(1) 対象施設

接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）

酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等）

※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店舗

(2) 要請内容

午前5時～午後9時の間の営業を要請

(3) 実施期間

令和3年1月12日(火)～2月7日(日)【27日間】

(4) 対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 協力金の支給

(7) 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力した店舗を運営する事業者

(4) 支給額

1日あたり4万円／店舗×時短営業日数

(5) 財源

国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3

3 その他の措置

(1) 公立学校における対応

- ・受験及び就職活動を除いた県外活動の自粛
- ・受験及び就職活動を控える児童生徒及び保護者等への感染防止対策の徹底呼びかけ

(2) 社会福祉施設職員等への対策強化

- ・社会福祉施設への感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修の実施
- ・施設の職員等に、飲食店等を利用する場合の「新型コロナ追跡システム」の利用及び「COCOA」への登録を要請

(3) 入院を経ない宿泊療養対象者の拡充

- ・軽微な発熱を呈する40歳未満の者（コントロール不十分な慢性疾患を有する者を除く）